

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 1 6 日
(医 療 管 理 ・ 情 報 管 理 課 扱 い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

医療機関向けマスクの医療機関等への配布について

平素より本会会務の運営に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年3月13日付で厚生労働省医政局経済課から都道府県宛に標記の事務連絡が発出されましたので取り急ぎお知らせいたします。

この事務連絡は、政府の新型コロナウイルス感染症対策推進本部の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(令和2年3月10日付)に示された医療機関向けマスクの医療機関等への優先配布の仕組みについて整理したものです。

【別添】

- 「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」(令和2年3月13日、厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班))

事務連絡
令和2年3月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

医療機関向けマスクの医療機関等への配布について

令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策—第2弾—」（新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「緊急対策第2弾」という。）において、医療機関向けのマスクについて、1,500万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを經由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行うこととされております。また、当該優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないように万全を期すこととされております。

これを踏まえ、下記のように医療機関向けマスクの医療機関等への優先配布の仕組みについて整理いたしましたので、都道府県におかれましてはご対応いただけるようよろしくお願いいたします。

記

1 国から都道府県へのマスクの送付について

- 国から都道府県に送付するマスクについては、各都道府県における備蓄状況及び人口を勘案して按分し、送付量を決定いたします。
- まずは、可能な限り早く医療機関等に送付する必要があることから、各省庁の機関が保有するマスクの一部（約250万枚を予定）について、週末に当方において発送作業を行いますので、3月16日（月）には各都道府県に到着することが見込まれます。3月18日（水）までの医療機関等への提供をよろしくお願いいたします。送付量の概数はご連絡させていただいておりますが、確定枚数は、別途ご連絡いたします。

- その後、メーカーからの納入状況に応じ、各都道府県の備蓄状況や管内の新型コロナウイルスの感染状況等を勘案し、順次、都道府県に送付いたします。送付する日程及び送付量については、あらかじめ、ご連絡いたしますが、都道府県に到着次第、速やかに送付いただければと考えております。その詳細は追ってご連絡いたします。

2 都道府県から医療機関等へのマスクの提供について

- 都道府県から貴管下の医療機関等にマスクを提供する際の日安は、以下の考え方を基本としてご判断いただき、国から都道府県に送付する日程にもよりますが、年度内の速やかな配布をお願いいたします。
 - ① 感染症指定医療機関等^{*1}を優先（特に「医療用マスクの安定供給スキーム」による優先供給対象の医療機関）
 - ② 重症度が高い患者が入院する等の病院（救急受入件数、ICU 保有、特定機能病院等を考慮）を優先
 - ③ 在庫の不足の程度（何日分の在庫があるか）など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）を優先
 - ④ その他特別の事由がある場合は当該医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）を優先
 - ⑤ 介護施設等^{*2}については、必要な医療機関に十分配布した上で、布製マスクの送付^{*3}がなされるまでの状況を勘案し、各都道府県の判断で配布することは差し支えありません

※1 感染症指定医療機関等：①感染症指定医療機関（特定、第一種及び第二種）、② 新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、③通知^{*}に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関、④帰国者・接触者外来

※ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）

※2 介護施設等：介護施設、障害児・者施設、保育所、家庭的保育事業所、放課後児童クラブ、児童養護施設、幼稚園、認定子ども園、認可外保育施設、保護施設等

※3 緊急対策第2弾において、介護施設等に対して、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布することとしている。

- 都道府県からの配布に当たっては、管下市町村における状況等の意見を聴くなど、情報共有に努めていただくようお願いいたします。
- なお、都道府県の備蓄量についてはこれまで定期的に調査させていただいております。都道府県間で備蓄量に差があることから、備蓄量の多い都道府県においては、他の都道府県に融通していただくことも検討いただけるようお願いいたします。

3 その他

- 都道府県から医療機関等に配布した実績については、医療機関等の状況を国としても把握する必要があるため、週2回、別紙様式に必要事項を記載の上、報告をお願いいたします。
- 都道府県における事務に要する費用（人件費や郵送費等）については、国で財政措置をします。詳細については、別途、ご連絡いたします。

担当者連絡先 マスク等物資対策班（サージカル担当）

TEL 03(5253)1111 内線 8 1 1 1、8 1 1 2

03(3595)3454（夜間直通）

MAIL : haihujisseki@mhlw.go.jp

医療機関向けマスク配布の基本スキーム

- 国が買い上げた医療機関向けマスクを、医療機関のニーズを把握している都道府県に送付し、都道府県から医療機関に提供する。各都道府県の備蓄状況及び人口を勘案して送付量を決定する。
- まず、各省庁の機関が保有するマスクの一部(約250万枚)について、各都道府県に送付し、医療機関に提供する。その後、メーカーからの納入状況に応じ、備蓄状況や都道府県管内の新型コロナウイルスの感染状況等を勘案し、順次、都道府県に送付し、速やかに医療機関に提供する。

